

「AS番号割り当て規約」新旧対照表

現在の文書	改定後の文書
<p>本文 第1条（定義） この規約本文における用語を下記のとおり定義する。 （1）「被割り当て者」とは、AS番号の割り当てを受けている組織もしくは個人のことをいう。 （2）「割り当て情報」とは、当センターのデータベースに登録されているAS番号に関する情報のことをいう。</p>	<p>本文 第1条（定義） この規約本文 <u>（付則および別紙を含む。以下同じ。）</u>における用語を下記のとおり定義する。 （1）「被割り当て者」とは、AS番号の割り当てを受けている組織もしくは個人のことをいう。 （2）「割り当て情報」とは、当センターのデータベースに登録されているAS番号に関する情報のことをいう。</p>
<p>第13条（AS番号の返却後の効果） 期間の満了、解除その他事由のいかんを問わず当該アドレスが当センターに返却された場合であっても、第11条、第12条、第14条、第16条および第17条の規定はその後なお有効に存続するものとする。</p>	<p>第13条（AS番号の返却後の効果） 期間の満了、解除その他事由のいかんを問わず当該アドレスが当センターに返却された場合であっても、第11条、第12条、第14条、第17条および第18条の規定はその後なお有効に存続するものとする。</p>
<p>第14条（契約料の支払い） 被割り当て者となろうとする者は、別紙「契約料・維持料の額および支払い方法」の定めるところにより、契約料を支払うものとする。この契約料は、認定の費用に充当し、事由のいかんを問わず返還しない。</p>	<p>第14条（契約料） 被割り当て者となろうとする者は、別紙「契約料・維持料・手数料の額および支払い方法」の定めるところにより、契約料を支払うものとする。この契約料は、認定の費用に充当し、事由のいかんを問わず返還しない。</p>
<p>第15条（AS番号維持料） 被割り当て者は、当センターに対し、別紙「AS番号契約料・維持料の額および支払い方法」で定めるところによりAS番号維持料を支払う。 2 前項にかかわらず、被割り当て者がIPアドレス管理指定事業者としてIPアドレスの割り振りを受けている場合、またはプロバイダ非依存アドレス（歴史的PIアドレスを含む）の割り当てを受けている場合は、AS番号維持料の支払いを免除する。</p>	<p>第15条（AS番号維持料） 被割り当て者は、当センターに対し、別紙「契約料・維持料・手数料の額および支払い方法」で定めるところによりAS番号維持料を支払う。 2 前項にかかわらず、被割り当て者がIPアドレス管理指定事業者としてIPアドレスの割り振りを受けている場合、またはプロバイダ非依存アドレス（歴史的PIアドレスを含む）の割り当てを受けている場合は、AS番号維持料の支払いを免除する。</p>

<p>(該当なし)</p>	<p><u>第 16 条 (AS 番号移転手数料)</u> <u>被割り当て者は、2014 年 7 月 1 日以降に当センターが移転を承諾し、AS 番号の移転を受けることとなった場合には、当センターに対し、別紙「契約料・維持料・手数料の額および支払い方法」の定めるところにより、AS 番号移転手数料を支払う。</u> <u>2 前項にかかわらず、IP アドレス管理指定事業者、プロバイダ非依存アドレス (歴史的 PI アドレスを含む) の被割り当て者、AS 番号被割り当て者のいずれでもない者が、本規約に基づいて、AS 番号の移転を受けようとする場合に限り、AS 番号移転手数料は、第 14 条の契約料に含まれるため、AS 番号移転手数料の支払いは不要とする。</u></p>																				
<p>第 16 条～第 20 条</p>	<p>第 17 条～第 21 条 (繰り下げ)</p>																				
<p>付則 (該当なし)</p>	<p>付則 <u>7. この規約は、AS 番号移転手数料の導入に伴い、2014 年 6 月 2 日に改正され、2014 年 7 月 1 日より実施する。</u></p>																				
<p>別紙 契約料・維持料の額および支払い方法</p> <p>1. 契約料</p> <table border="1" data-bbox="134 845 560 997"> <thead> <tr> <th>費目</th> <th>費用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約料</td> <td>270,000 円 (うち消費税 20,000 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1) 記載金額は、消費税および地方消費税相当額を含む。振り込み手数料は被割り当て者の負担とする。 注 2) 契約料は事由のいかんを問わず返還しない。</p>	費目	費用	契約料	270,000 円 (うち消費税 20,000 円)	<p>別紙 契約料・維持料・<u>手数料</u>の額および支払い方法</p> <p>1. 契約料・<u>AS 番号維持料</u>・<u>AS 番号移転手数料</u> <u>契約料・AS 番号維持料・AS 番号移転手数料は次の表の通りとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1120 893 2038 1212"> <thead> <tr> <th>課金種別</th> <th>費用</th> <th>請求先</th> <th>支払期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約料</td> <td>270,000 円 (うち消費税 20,000 円)</td> <td>被割り当て者</td> <td>請求書発行後 1 ヶ月以内</td> </tr> <tr> <td>AS 番号維持料</td> <td>54,000 円 (うち消費税 4,000 円)</td> <td>被割り当て者</td> <td>請求書が到着した月の翌末日</td> </tr> <tr> <td>AS 番号移転手数料</td> <td>1 件につき 86,400 円 (うち消費税 6,400 円)</td> <td>移転先</td> <td>請求書発行後 1 ヶ月以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1) 記載金額は、消費税および地方消費税相当額を含む。 注 2) <u>AS 番号維持料は、毎年 4 月 1 日に AS 番号の割り当てを受けている被割り当て者に対して請求する。</u> 注 3) <u>AS 番号移転手数料は、実際に AS 番号の移転を受ける前に支払うものとする。当該 AS 番号移転手数料の支払いがない場合、当センターは当該 AS 番号移転申請にかかる AS 番号移転を承諾しない。</u> 注 4) <u>契約料・AS 番号維持料・AS 番号移転手数料は事由のいかんを問わず返還しない。</u></p>	課金種別	費用	請求先	支払期日	契約料	270,000 円 (うち消費税 20,000 円)	被割り当て者	請求書発行後 1 ヶ月以内	AS 番号維持料	54,000 円 (うち消費税 4,000 円)	被割り当て者	請求書が到着した月の翌末日	AS 番号移転手数料	1 件につき 86,400 円 (うち消費税 6,400 円)	移転先	請求書発行後 1 ヶ月以内
費目	費用																				
契約料	270,000 円 (うち消費税 20,000 円)																				
課金種別	費用	請求先	支払期日																		
契約料	270,000 円 (うち消費税 20,000 円)	被割り当て者	請求書発行後 1 ヶ月以内																		
AS 番号維持料	54,000 円 (うち消費税 4,000 円)	被割り当て者	請求書が到着した月の翌末日																		
AS 番号移転手数料	1 件につき 86,400 円 (うち消費税 6,400 円)	移転先	請求書発行後 1 ヶ月以内																		

<p>2. 契約料の支払い方法</p> <p>契約料は、当センターより <u>被割り当て者</u> に請求する。<u>被割り当て者</u> は、当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。</p>	<p>2. 契約料・<u>AS番号維持料</u>・<u>AS番号移転手数料</u>の支払い方法</p> <p>契約料・<u>AS番号維持料</u>・<u>AS番号移転手数料</u>は、当センターより <u>前記1「請求先」欄記載の各請求先</u> に請求する。<u>請求を受けた者は、前記1「支払期日」欄記載の各支払期日までに</u>、当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。<u>振り込み手数料は、請求先の負担とする。</u></p>
<p>3. <u>AS番号維持料</u></p> <p><u>AS番号維持料は、毎年4月1日にAS番号の割り当てを受けている場合は54,000円(うち消費税4,000円)とする。</u></p> <p><u>注3) 記載金額は消費税および地方消費税相当額を含む。振込手数料は被割り当て者の負担とする。</u></p> <p><u>注4) AS番号維持料は事由のいかんを問わず返還しない。</u></p>	<p>3. (削除)</p>
<p>4. <u>AS番号維持料の支払い方法</u></p> <p><u>当センターは前記別紙3に記載のAS番号維持料を被割り当て者に請求するものとし、被割り当て者は請求書が到着した月の翌月末日までに、当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。</u></p>	<p>4. (削除)</p>